

1862

1861

文久
(2)
・
19

辛酉

- 2 . 11 出石藩、家中へ養蚕を奨励する
- 9 . 晦日 出石藩主仙石久利、高嶋流調練を観閲する
- 12 加藤弘之、『隣草』を著わす
- 2 . 11 出石藩主仙石久利、岡藩主中川久昭と組んで江戸城中柳の間席取り締まりの改革を行なうことを命ぜられる
- 6 勤王家田中河内介殺される
- 11 . 14 土岐銳雄、仙石織人以下一〇名の者どもをそれぞれの自宅に監禁するよう命ずると同時に、多田弥太郎・高橋甲太郎の赦免を宣告する（權臣堀父子の専横を上書したことにより、九年間牢に幽閉されていた）
- 11 . 25 藩主久利と共に江戸より帰城した堀新九郎、自宅監禁となる（土岐銳雄の命による）
- 12 . 2 藩主久利、堀新九郎・鯉助父子に糾明書を送って申し開きを求める（堀父子の専横に対する糾明）
- 12 . 2 堀新九郎・鯉助父子、申し開きができず切腹する
- 12 . 5 多田弥太郎、藩主久利の養嗣子候補銳雄へ「遠望十策」を提出する（出石藩が尊王派にくみすることを勧め、弥太郎が薩長との仲介役を引き受けようというもの）
- 12 . 6 藩主久利、年寄全員に处分を申し渡す（仙石織人一役儀御免一〇〇石減知、荒木頼母・磯野逸騎一三〇石減じ謹慎、岡部長左衛門一隠居逼塞、伴隆之助へ家督一八〇石）
- 12 . 15 先の处分で謹慎を命ぜられていた仙石織人ら、謹慎を解か

10 . 5 和宮江戸に向かう

12 . 5 アメリカ通訳官ヒュースケノ、暗殺される

4 . 23 寺田家騒動おきる

5 豊岡藩、津居山・瀬戸・気比に大砲を備えつける

8 . 21 島津久光の行列護衛の薩摩藩士、英人を斬る（生麦事件）

閏 8 . 1 松平容保を京都守護職に任命する

閏 8 幕府、参勤交代の制を緩和する

10 . 末 三条実美、朝廷から攘夷督促の勅使として幕府へ派遣されるとを決定する

11 . 2 幕議、攘夷の勅旨に従うことを決定する

このころ、中央（京都）では尊王攘夷運動が激しい盛り上がりをみせる

このころ、中央（京都）では尊王攘夷運動が激しい盛り上がりをみせる

文久
3

癸亥

- 12・28 藩主久利、出石藩の直裁を宣言する れる
- 1・15 稲垣広門・谷津助太夫、中老に任せられる(異例の抜擢)
- 2・20 多田弥太郎、二〇俵二人扶持を給されて小姓組に編入、弘道館勤めを命ぜられる
- 2・27 磯野逸騎、隠居が許されて年寄を辞任する
- 3・24 仙石織人、年寄に復帰する(同時に堀丹宮も用人役に復帰)
- 4・11 出石藩主久利夫人帰国する(この時のいでたち、振舞いが現在出石に伝えられている大名行列の原形であるといふ)
- 4・14 出石藩、石清水八幡宮への行幸にともない朝廷警護のための兵員を派遣する(鉄砲二〇挺装備の足軽鉄砲隊・長柄檜)一五本装備の足軽長柄隊・鉄砲一五挺装備の兵士鉄砲隊、四月八日出発)
- (以後ここに駐留する)
- 4・末 多田弥太郎、朝命を受けて摺海巡視に回る姉小路公知の随行員の一人に加えられる
- 5 多田弥太郎、「摺海防禦意見書」を姉小路公知に呈し、帰藩する
- 6・15 井上(嚴本善治生まれる(出石八木町))
- 7・28 磯野逸騎没する
- 8・20 出石藩、八・一八政変に増援部隊(三〇余人)を派遣する
- 8・21 藩主久利、故土岐政賢の長男銳雄を仮養子とする旨を幕府と交戦する
- 8・13 大和行幸の詔勅が発せられ(「攘夷祈願」一形式的には攘夷親
- 2・13 朝廷に国事参政・国事寄人が設置される
- 3・4 将軍家茂、入京する
- 3・11 「攘夷祈願」を名目にした下賀茂・上賀茂両社への行事が盛大に行なわれる(将軍家茂はじめ諸大名・公卿がお供をする)
- 4・11 長州藩の建白により、石清水八幡宮への「攘夷祈願」の行幸が行なわれる
- 4・20 幕府、五月一〇日をもって攘夷を開始する旨を朝廷に奉答する
- 5・10 長州藩、下関海峡で米船を砲撃、次いで仏・蘭船を砲撃する
- 6・1 米艦、下関を砲撃する
- 6・5 仏艦、下関を砲撃する
- 7・2・3 薩摩藩、来航の英艦隊

元治 (2) · 甲子 (20)								
8 · 28	出石藩、大和の天誅組拳兵により、生野代官から生野出役を要請される	8 · 17	天誅組が大和で拳兵する	8 · 17	天誅組が大和で拳兵する	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	征、内実は東夷(幕府)親征)
8 · 8	出石藩、大和天誅組拳兵により、久美浜代官から久美浜出役を要請される	9 · 19	但馬の農兵会議で、決起して大和拳兵を支援することを決議する	9 · 19	但馬の農兵会議で、決起して大和拳兵を支援することを決議する	9 · 19	但馬の農兵会議で、決起して大和拳兵を支援することを決議する	征、内実は東夷(幕府)親征)
10 · 12	多田弥太郎・高橋甲太郎、生野代官所襲撃に加わる(生野の変)	10 · 12	長州藩土河上弥市(南八郎)ら、沢宣嘉を奉じて但馬入りし、総勢三〇人余が生野代官所を襲つて決起する(生野の変)	10 · 12	長州藩土河上弥市(南八郎)ら、沢宣嘉を奉じて但馬入りし、総勢三〇人余が生野代官所を襲つて決起する(生野の変)	10 · 14	生野拳兵の主謀者ら、生野から退出する	征、内実は東夷(幕府)親征)
10 · 13	出石・豊岡・姫路の三藩、生野の変鎮圧のため出兵する(出石藩より九五〇人出兵する)	10 · 13	長州藩土河上弥市(南八郎)ら、沢宣嘉を奉じて但馬入りし、総勢三〇人余が生野代官所を襲つて決起する(生野の変)	10 · 14	生野拳兵の主謀者ら、生野から退出する	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	征、内実は東夷(幕府)親征)
10 · 13	幕府、出石藩に美含郡余部村以東一日市までの幕領地海岸の警備を命ずる(美含郡海岸全域が出石藩の防衛分担区域となる)	10 · 14	生野拳兵の主謀者ら、生野から退出する	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	征、内実は東夷(幕府)親征)
10 · 13	この年、林鼎一、私塾「孚光堂」を宗鏡寺町に開設する(一八七二年廃業)	10 · 14	生野拳兵の主謀者ら、生野から退出する	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	8 · 18	公武合体派、攘夷派を京都より追放する(八・一八政変)	征、内実は東夷(幕府)親征)
2 · 28	多田弥太郎、捕らえられて出石へ護送される途中、浅間坂上で警護の三人の藩士により斬殺される(39歳)	6 · 5	近藤勇以下新撰組の総勢、旅宿池田屋を急襲する(池田屋事件)	6 · 5	近藤勇以下新撰組の総勢、旅宿池田屋を急襲する(池田屋事件)	7 · 18	蛤御門(禁門)の変おきる	征、内実は東夷(幕府)親征)
3 · 5	出石藩主仙石久利、多田弥太郎殺害に組せし家老以下藩士を処分する(家老早川庄兵衛ほか二人、藩士のうち宇野巽・高橋栄次ら御役御免、あるいは隠居を命ぜられる、久利の養子に内定していた土岐鉄雄も五日間の謹慎と閉門を命ぜられる)	8 · 2	幕府、長州藩征伐を諸侯に命ずる(第一次長州征伐)	8 · 2	幕府、長州藩征伐を諸侯に命ずる(第一次長州征伐)	8 · 5 ~ 6	長州藩英・米・仏・蘭の四国連合艦隊に下関砲台を攻撃・占領され、大きな損失を受ける	征、内実は東夷(幕府)親征)
4 · 11	出石藩、下鴨口・鞍馬口の警衛を命ぜられる(七月八日調べ出石藩出張総人数、侍以上四〇人、小役人・徒士八人、小頭・足軽六一人、中間三四人、計一四三人)	8 · 14	長州藩、四国連合艦隊と譲	8 · 14	長州藩、四国連合艦隊と譲			

慶
応¹
(4)
7
乙丑

- 5・16 藩主久利、参勤のため出石を出発する
- 6・27 出石藩、幕府の達しにより領内に番所の設置を令する
- 6・27 桜井熊一(勉)、江戸に出て幕臣芳野金陵・中村敬宇に従学する
- 7・20 出石藩、蛤御門の変につき番所警備の強化を命ずる
- 7・20 長州藩士桂小五郎、広戸甚助の手引きにより出石に潜伏する
- 8・11 加藤弘之、幕府の直臣に抜擢されて開成所教授職に任せられる
- 1 出石藩、一般民衆の城内立ち入りを禁止し、初午の前後六日間は大手門外に御旅所を仮設して参詣させることに改める旨触れる
(旧慣に復するのは明治四年)
- 3・2 桂小五郎夫人幾松、出石へ入る
- 4・8 桂小五郎夫妻、広戸甚助を伴い長州へ向け出発する
- 5・7 出石藩主仙石久利、恒之助(久利妾腹の子、當時16歳で病身)の廢嫡願を幕府へ提出する
- 5・13 藩主久利、銳雄の養子願を幕府へ提出し、五月一五日これを受理する旨の沙汰を受ける
- 5・28 出石藩、仙石政固(銳雄)を若殿様と称する旨を発する

和する

9・1 幕府、参勤交代を旧制に復する

11・11 長州藩、蛤御門の変の責任者益田・国司・福原の三家老を切腹させ、「首を広島の征長総督へ送る(幕府に恭順の意を表わす)

11・18 生野代官、支配下の村々に兵賦を課する

12・27 征長総督(前尾張藩主徳川慶勝)、陣拝令を布告する(第一次征長戦終結)

5・16 将軍家茂、征長のため江戸を出発する(第二次長州征伐)

7・3 幕府、菜種・油種物の私売買を禁ずる

9・16 英・米・仏・蘭の四国代表、条約勅許・兵庫の開港・関税軽減を要求するため、艦隊を率いて兵庫へ入港する

9・20 将軍家茂、有力諸侯の抵抗を受けながらも征長を上奏し、勅許

- 閏5・11 藩主久利、帰国の途につく(六月一二日出石に到着)
 11 出石藩、長防処置にともなう幕府の達しにより、領内警備及び見張番所の強化を令する
 この年、牧宗宗寿、藩主久利の招請を受け宗鏡寺住持となる
 このころ、加藤弘之、『西洋各國盛衰強弱一覽表』・『交易問答』を著わす
- 2・4 小御料庄町の初午大火、六八軒焼失する
 4・15 久美浜代官宮崎達次郎、長州藩第二奇兵隊立石孫一郎らの反乱を知り、出石藩へ出動準備を依頼する(四月一七日同様の依頼書面が生野代官所から届く)
 4・18 出石藩、仮番所の設置を令する
 5・17 出石藩、幕府の命により、生糸改め開始令を発する
 6・1 出石藩、生野・久美浜両代官所管内の警衛(征長戦にともなう主任務)のため、久美浜代官所へ物頭堀田反爾外侍一〇人・足輕組一組・中間五人を派遣する
 6・15 新撰組隊員内海次郎・松本喜次郎・三井丑之助・近藤芳助、脱走隊士柴田彦三郎を捕えるため来藩する
 6・19 出石藩、脱走隊士柴田彦三郎を捕縛し、新撰組に引き渡す
 6・27 出石藩、西の下谷でおこった一揆が領内に波及することを恐れ、物頭一柳弥五作に出兵を命ずる
- 1・21 討幕のための薩長同盟が成立する
 4・10 長州藩第二奇兵隊立石孫一郎ら百余人、脱走して備中倉敷代官所を奇襲し、更に四月一三日締社陣屋(総社市)を襲撃して焼く
 5・6 近畿各地に一揆の波がわきおこる(征長戦にともなう米価騰貴が原因)
 6・7 幕艦、屋代・長島(防予諸島)沿岸を砲撃、これを機に幕・長攻防戦の火ぶたが切られる(第二次長州征伐)
 6・20 但馬村岡領で軍夫役・米価を賜る

を賜わる

10・5 朝廷、条約を勅許し、兵庫開港は許可せず

11 生野代官所・久美浜代官所等、支配下の幕領村々から征長軍輸送のために人足を徴集する

12 幕府、生糸改めを厳重にする旨達する

慶応
3

丁卯

- 7・22 出石藩主仙石久利、大書院に全藩士を集めて自ら「今般軍制方洋隊取り交ぜ」る旨を宣言する
- 8・5 出石藩、甲冑にかわり軽便服装着用を命ずる
- 12・27 出石藩、銀札切手を発行する
- この年、出石藩、軍制を改革する
- この年、出石藩、大砲鑄造のため献金や銅・青銅器物の献納を申し付ける
- 7・20 将軍家茂、大坂城内で没する(21歳)
- 高騰に抗議して一揆がおきる
- 6・26 久美浜代官所支配の但馬氣多郡稻葉川筋の西の下谷で一揆がおきる
- 8・21 将軍家茂の死去により、征長停止の勅令が出される
- 8・22 久美浜代官所、支配下の村々より人足を徴発する
- 9・4 征長軍解兵令が出される
- 12・5 德川慶喜、将軍に就任する
- この年、生野代官所、支配下の村々の鉄砲所持者をもつて銃隊を編成する
- 2・3 長州へ落ち延びた高橋甲太郎、第一次征長戦争の際、長州軍に加わって負傷したのがもとで没する
- 2・24 出石藩、出陣試(出動演習)を行なう
- 5 桜井熊一(勉)、伊勢の漢学者土井彝牙に学ぶ
- 7・10 出石藩、銀札切手を継続発行する
- 9・6 仙石政固、初登城する
- 11 但馬出石・美含・朝来・養父四郡の百数十か村、生野・明延・
- 1・23 幕府、征長休戦の勅許を布告する
- 4・13 幕府、「兵庫大坂外国人居留地規定書」を判定し、居留地を神戸・二ツ茶屋・走水の三か村の浜手地域に画定する
- 5・21 板垣退助・中岡慎太郎・西

阿瀬鉱山による鉱害のため、貢租の減免を嘆願する	郷吉之助ら、京都で討幕を密約する
12・16 出石藩、王政復古令の文言・三職(總裁・議定・参与)の人名等を藩士一同に披露する	5・24 兵庫開港が勅許される
12・16 出石藩主仙石久利、直書により出石藩の公式態度を表明する(勤王・佐幕のいずれかに決したものではないが、やや佐幕に傾いている)	6・5 幕府、大坂の有力両替商二〇人に商社の結成を命ずる(兵庫商社頭取に山中善右衛門が選任される)
12・23 仙石政固、江戸で結婚式を挙げる	6 但馬二方郡の奥口七か村で開田融通切手を発行する
12・26 出石藩、新政府より上京を重ねて督促される	9・18 薩・長・芸の三藩、挙兵討幕を約する
9 安石代継続に難色を示す久美浜代官所に対し、支配下の但馬四郡の村々、安石代納の継続を嘆願する	9 安石代継続に難色を示す久美浜代官所に対し、支配下の但馬四郡の村々、安石代納の継続を嘆願する
9 幕府、牧牛養育方教導につき触れ書きを出す	10・3 土佐藩主山内豊信、幕府に大政奉還を建白する
10・3 土佐藩主山内豊信、幕府に大政奉還を建白する	10・13 長州藩主父子に「官位復旧の宣旨」と、薩摩藩に「討幕の密勅」が下る
10・14 長州藩に「討幕の密勅」が下る	10・14 将軍慶喜、大政奉還を上表、翌日朝廷これを許可する

明治¹
(9)
・8 戊辰

- 1・5 出石藩主仙石久利、上京のため出石を発つ
- 1・8 藩主久利、久畑村を出発して上京の途につく
- 1・10 出石藩、園部宿で西園寺鎮撫総督への派兵を決め、隊長に番頭服部弥五兵衛を充てる（戦士〔侍〕一八人、軽卒〔足輕〕一七人、中間一三人、使者・賄役・医師各一人の計五一人、一月二一日園部を出発する）
- 1・3 烏羽・伏見の戦い始まる
- 1・4 西園寺公望、山陰道鎮撫総督に任命される
- 1・7 徳川慶喜追討令出る
- 1・10 慶喜以下二七人の官位を奪い、旧幕領を政府直轄とする

10・22 朝廷、將軍慶喜に対し、「しばらくは庶政を委任する」旨の命を下す

10 生野銀山の御手当米制度が廃止され、閉坑となる

11・15 坂本龍馬（33歳）・中岡慎太郎（30歳）、京都で暗殺される

11・29 長州藩兵、摂津打出浜に上陸する

11 生野代官所が、一〇月に安石代廃止を予告したのに対し、支配下の但馬四郡の二一五か村、安石代納の継続を嘆願する

12・9 朝廷、王政復古を宣言する（攝政 関白・將軍を廃し、總裁・議定・参与の三職を設置する）

- 1・11 藩主久利、入京する
- 1・13 出石藩、鎮撫総督の御機嫌伺いに用人河合寛吾を遠坂表
(現氷上町辺り)へ派遣する
- 1・14 出石藩、生野代官所接收のため援軍を派遣する (物頭一柳
弥五作の足軽隊と戦士一一人に出動を命ずる)
- 1・17 出石藩、西園寺総督の下向について請書の提出を命ぜられ、
藩主不在につき河合寛吾・仙石右馬介・乗竹弼・仙石伊織(織人)が
連印の請書を提出する
- 1・25 加藤弘之、駿府(静岡)へ移った徳川宗家の日付に任せられ
る(次いで大目付に、更に勘定頭兼務に累進する)
- 1・28 出石藩、西園寺総督に江原(日高町)での昼食供應を申し出
て受け入れられる
- 2・3 但馬内の旧久美浜・生野両代官支配地が出石藩預かり地と
なる(二月四日西園寺鎮撫総督が但馬を去るに当たって、官軍執事
の折田年秀に「但馬取締執事、生野代官支配地委任」を、また小笠
原美濃之介に「丹州久美浜・元代官支配委任」をそれぞれ命じたこと
により、二月九日出石藩は、前の達し「両代官支配地を出石藩預か
り地とする」は西園寺総督が帰京するまで差し控えるとの令達を受
ける)
- 2・21 仙石政固、前年末の一月二十八日に江戸を発ち、二月二一
日に出石へ到着する
- 3・29 桜井熊一(勉)、貢士に選任される
- 3 多田弥太郎の屍体、家族に引き渡される
-
- 1・11 薩摩・長州両藩、兵庫鎮撫
を命ぜられる
- 1・12 鎮撫総督西園寺公望、丹波
篠山に入る
- 1・15 福知山藩士、久美浜代官所
を接收する
- 1・15 新政府、王政復古を各国に
通告する
- 1・15 薩摩藩兵、生野代官所を接
收し、生野役所を置く
- 1・23 生野役所、銀山町の山師・
米屋の旧拝借銀を棒引きとする
- 1・25 久美浜官軍陣営、但馬・丹
波の村々に民政改革一四か条の達し
書を出す
- 1・29 福知山藩、元久美浜代官所
支配地の取り締まりを命ぜられる
- 1・29 西園寺総督、豊岡を経て村
岡に至り、生野挙兵関係者の処分を
解く
- 2・10 新政府、貢士(藩の与論を
代表して新政府の機関へ答申する者)
の制を制定する

- 4・21 仙石政固(世子)、藩制の改革令を発令する(御用部屋の政務を国事・文武・会計の三局に分ける)
- 4・23 藩主久利、出石へ到着する(四月一四日帰藩を許される)
- 8・14 御城稻荷社、正一位の御神階を授かる
- 10・17 鼻緒商人ら、棕櫚木千本を藩に献上する
- 10・24 称名寺、六ツ過ぎ出火し全焼する
- 10・28 加藤弘之、ほとんど異数の抜擢を受け、明治新政府の政体律令取調御用がかりに就任する
- 11・23 出石藩、藩治職制に基づき職制をつくり公表する(施治組織、兵隊組織の二つに大別し、更に施治組織を藩事・会計・文武の三局に分ける)
- この年、加藤弘之『立憲政體略』を著わす
このころ、出石の酒造家は三軒になる
- 2・29 生野銀山町、府中と改称する
- 2 木戸孝允、版籍奉還を建議する
- 3・13 西郷隆盛、勝海舟と会見し、江戸開城の了解なる
- 3・14 「五ヶ条御誓文」が發布される
- 3・28 神仏分離が発令される
- 4・11 討幕軍江戸城に入城、徳川慶喜水戸へ退去する
- 4・19 生野に府中裁判所を置く
- 4・20 在長崎各国領事、キリスト教徒弾圧に抗議する
- 閏4・21 新政府、『政体書』を制定する、これにより府藩県の三治制が確定する
- 4・28 久美浜県を置き、伊王野坦を同県知事に任ずる
- 5・3 奥羽越列藩同盟が成立する
5・15 討幕軍、上野に彰義隊を討つ
- 5・15 太政官札を発行する
兵庫裁判所を廃止して兵庫

- 県を置く、同県知事に伊藤俊輔（博文）を任す
- 6・15 三丹各地の旧旗本領、久美浜県から各旗本に安堵する旨令達する
- 6・20 山名義済・池田喜通、新規立藩を許され、村岡藩・福本藩ができる
- 6 生野役所支配下の村々、生野府中県の存続を嘆願する
- 7・17 江戸を東京と改める
- 7・29 生野役所を廢止して、その支配郡村を久美浜県に編入し、生野銀山を鉱山局の管轄とする
- 8・13 酒造三分の二の減醸令が出される
- 8・19 榎本武揚、幕府の艦船八隻を率いて脱走する
- 8・26 天長節を定める
- 8・29 久美浜役所、管下の村々に一〇月晦日までに切手・私札類の回収を命ずる
- 8 久美浜県に商法会所を設置し、

明治2

己巳

1・16 出石藩、藩治組織の役職名の呼称変更を行なう（知事を改め司とする、郡市知事は郡市司、会計知事は会計司など）

1 出石藩、川船往来鑑札を発行する

2・14 出石藩、譲事職人事を発令する（議長・副議長・上議員・下議員・員外議事）

1・20 薩・長・土・肥の四藩主、版籍奉還を上表する

1 鈴山司（元鈴山局）の出張仮役所を生野の猪野々に置く

1 久美浜県商法会所、一般諸商職

次いで同会社名義の錢札を発行する
9・8 元号を明治と改元し、一世一元の制を制定する

9・14 政府軍、会津若松城の総攻撃を開始する

9・19 兵庫県、県庁職制を制定する

9・22 会津藩、降伏する

10・13 江戸城を皇居とし、東京城と改称する

10・28 藩治職制を制定する

10 久美浜県、向こう三か年に安石代は段階的に解消し、明治三年限り銀納値段は他地方と同一水準にすると令する

11 姫路藩、版籍奉還を上表する
このころ、村岡藩、銀札を発行する

2 . 17	出石藩、版籍奉還を上表する	の艦札交付につき、人別調べを実施する
3 . 3	出石藩、藩校弘道館の改制令を発する（弘道館文学の部を文校、武術の部を武校と称して独立させ、改則を発令する）	1 久美浜県商法会所、円山川の通船・川魚について新鑑札を交付する
3 . 4	仙石政固、越前守従五位下に叙せられる	2 . 5 政府、府藩県に議事所の設置を令達し、「議事所法則案」を颁布する
4 . 22	政固、学校権判事に任せられる	10 久美浜県商法会所、円山川の通船・川魚について新鑑札を交付する
4 . 22	加藤弘之、賤称廃止を建議する	11 生野の町民、生野銀山の官行に反対して県庁に押しかける
5 . 22	鍛冶屋村、六軒焼失・三軒半焼	12 政府、藩札の増發を禁ずる
6 . 20	出石藩の版籍奉還が聽許される	
6 . 24	出石藩主仙石久利、出石藩知事に任せられる	
7 . 19	加藤弘之、大学大丞（開成学校担当）に任せられる（翌年一月四日には侍読を兼務し、明治天皇に政治学を進講する）	
7 . 23	政固、大學大丞（大学本校・旧昌平学校担当）に任せられる	
10 . 23	政固、大学少監へ昇進する	
10 . 23	政府の宣下により、大参事に荒木均（旧名頼母）、権大参事に金沢誠（旧名次太夫）・堀田反爾・麻見義修（旧名達左衛門）が任せられる（出石藩三局四等以上「執政・公議人・參政・郡市司・會計司・公用人・弘道館講師・監察・家知事」及び員外議事の者たちの投票を参考に知藩事久利が人選し、政府へ報告したもの）	
10 . 23	出石藩知事仙石久利、長岡鎮（藤右衛門）を少参事に、桜井熊一（勉）を権少参事に任ずる	
11 . 2	出石城下住民に時刻を知らせる「時の鐘」の廃止が触れる され、代わりに太鼓で時刻を報じることになり、一二時制に改正される	
5 . 18	榎本武揚ら、降伏する（戊辰戦争終結する）	
5 . 24	生野の町民、生野銀山の官行に反対して県庁に押しかける	
5	政府、藩札の増發を禁ずる	

- 11・18 御殿・御対面所の称を廃し、藩治庁と唱う
- 11・22 出石藩 鐘鑄谷を樂々園と名付け、四民の歡樂忘憂の地とすることを布告する
- 11・22 農商の等級を御一新(各八等級を定める)
- 11・25 出石城下での太鼓使用を一切禁止する触れが出される
- 11・29 楽々園の開園式を行なう
- 12・9 出石藩、郡市(司民)・会計(司計)・刑法(司法)・兵務(司兵)・文教・武校の少参事及び公用人の公選について藩士一同へ公示する
- 12・10 出石藩、藩制改革にともなう人事体制が発足する(正・権大参事を除く旧藩制下の役職者をすべて免職し、新たに人選を行なう)
- 12・23 櫻井熊一、文校少参事兼務のまま権大参事に任せられる
- 12・25 出石藩、改正禄制と職俸を発令する(旧家禄一五〇石以上の者は一律現石支給額を二〇石と定められ、それに職俸が加算される)
- 12・12 出石藩、商法会所を設立する
- 12・12 出石藩、諸株運上を廃止する
- この年、牧宗宗寿、堺の南宗寺に転住する
- 6・18 姫路藩の版籍奉還が聽許され、次いで一二四日までに龍野・篠山・尼崎・柏原・赤穂・豊岡・三日月・三草・村岡・山崎・安志・林田・小野の諸藩が版籍奉還を聽許され、各藩主は藩知事に任せられる
- 6・17 薩・長・土・肥以下二〇藩主の版籍奉還を許し、各藩主を藩知事に任ずる
- 6・25 各藩知事に禄制改革を令達する
- 6・25 公卿諸侯を華族と改称する
- 7・8 政府、太政官札の流通を促進するため、石高一万石につき二五〇〇両の太政官札を府藩県に割り当てる
- 7・8 職員令を公布し、官制を改革、神祇・太政二官、太政官のもとに六省(民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務)、待詔院、集議院、開拓使等を設置する
- 7・17 久美浜県商法会所を廃止し、諸商職の鑑札事務を県で引き継ぐ

1870

明治
3

庚午

1・5	出石藩、男子二〇歳迄、女子は一八歳迄に婚姻の旨触れを出す	1・3	大教宣布の詔勅が出来る	7・17	久美浜県、管内に戸籍編成の仕法書を布達する
1・10	出石藩、医術につき、和・漢・西洋勝手に相用うべき事とする	1・2	士族及び卒の称を定める (中・下・太夫・士以下の称を廃す)	7・17	村岡藩、錢札を発行する
1・15	出石藩知事仙石久利、山田熊太郎(山田八左衛門侍)・原敏郎・沢井登(仙石左兵衛〔仙石左京の弟〕侍)等、お家騒動によつて出する	12・23	府藩県の紙幣発行を禁止する	8・10	久美浜県から生野県を分離し、井田譲を同県権知事に任ずる
3・20	兵部省、「各藩常備兵隊編	12・25	東京—横浜間の電信が開通する	8・15	蝦夷地を北海道と改称する
				9・10	政府、藩制改革を布告する (藩制を画一化する)

成規則」を定める

石藩を追放された者、またその子ら九人に面謁を許す（以後郷士を称させる）

1・17 出石藩、城下に女学上校・女学下校の設立を発令する（上校〔心光院〕八〇—一四歳、下校〔勝福寺〕一〇〇—一四歳）

1・27 仙石久利、願いが聞き届けられて隠居する

1・28 仙石政固、出石藩知事に任せられる

2・8 土分も商法を開き、田畠を買入れる事勝手になすべき事とする

2・13 宗門帳を廃止し、人別帳に改める

2・22 寺院へ合併を指示する

3・10 小御料庄、上・下両町を松枝町と改称する

6・27 出石藩、戸籍取り調べを令達した太政官達を郡市へ告知する（七月七日藩内土卒へも告知）

7・25 出石藩、市中へ八朔の綱引きを奨励する

7・25 加藤弘之、『眞政大意』を著わす（上・下二巻）

8・18 斎藤隆夫生まれる（出石中村）

9・26 小坂象堂生まれる（出石鍛冶屋）

9・28 出石藩、毎月五日を定日に市の開場を令する

10・8 出石藩、人事異動を発令する（大参事荒木頼母は免ぜられて兵隊組織の総監となり、大参事に堀田反爾・桜井熊一が昇格、権大参事はなくなり金沢誠・麻見義修は少参事に降格）

閏10・2 女学校の名を女学校と改名し、女学上校を正眼寺、女学下校を願成寺へ移す

4 但馬養父郡大屋組一五か村、久

美浜県庁に殖産資金の融通を願い出る

5 民部省、府藩県に管下の石高・戸口の調査を命ずる

7・10 民部・大蔵両省を分離する

7・18 豊岡藩、立正寺小学校を開校する

9・10 政府、藩制改革要綱を定める

9・19 平民の姓を許可する

10・2 兵制統一を布告する

10・14 土浦藩飛地領の美作・勝北・勝南三郡の六一か村を生野県に編入する

閏10・20 工部省を置く

閏10・20 生野銀山町に貿易商社隆祥社が設立される

12・8 『東京横浜毎日新聞』が刊行される（最初の日刊紙）

12・19 小松彰、久美浜県権知事に任せられ、生野県知事を兼ねる

1871

		閏 10 · 19	閏 10 · 19	士族・卒族の称を定める
		荒木頼母没する	定禄の変革を行なう	
		出石藩 市校・郷校の設立を発令する（出石町に市校二、出石郡に郷校二、氣多・養父・美舍の各郡に郷校一）		
		11 · 27 出石藩、村役人・町役人の組織改革とともに職階（村役人は郡中吏職、町役人は市中吏職と呼称）を定め、郡中吏職のうち大・少郷正、市中吏職のうち大・少市正を発令する		
		12 · 8 出石藩、大郷正以下正の字を長の字に改める		
		12 · 17 出石藩、大里長の下吏に伍長を設置する		
		12 · 24 大・少里長（郡中吏職）、大・少坊長（市中吏職）を発令する		
		12 · 27 出石藩、藩庁諸則、士族・卒族諸則、郡市諸則を定める		
明治 4	辛未	2 · 27 出石藩、郷住規則を定める（士族六畝一五歩、卒族四畝）		
		3 出石藩、京都為替会社より一万両の融資を受ける		
		4 · 14 出石城下、追手門の傍ら櫓台の上に時報台が落成し、「辰鼓櫓」と名付けられる		
		4 · 25 出石藩下級武士、徒党を結び強願に及ぶ、不都束につき謹慎を申し付けられる（郷卒事件）		
		4 · 25 出石藩、藩主御頼金として個人の差出金に加え、町村ごとに高一石につき四〇厘の醸出を求める		
		4 出石藩、四月二〇日付で銀札（上納切手）を毎日までに引き揚げる旨を触れる		
12		平民の帶刀を禁ずる		
		1 · 24 政府、郵便規則を制定する		
		1 大江草、穢多・非人の廃止を建白する		
		3 久美浜県、錢札の通用停止を回達する		
		4 · 4 戸籍法を公布する（明治五年二月一日より実施、壬申戸藉）		
		4 政府、府藩県の楮幣製造を禁止、金券諸切手類の発行を停止させる		
5 · 10		5 新貨条例を公布する（円・		

- 5・14 出石神社、国幣中社となる
錢・厘を貨幣単位とする)
- 5・19 一昨夜より暴風雨、今曉洪水八尺余りとなる
- 5・20 出石藩、田多地村山崩れによる圧死に救助米五斗を給する
- 5・20 出石藩、東門上堀並びに小人町口の蓮池埋め立て（川浚えの土砂を処分）につき、漁獵を許可する
- 6・23 出石藩、追手・東・西の三門の宿衛を廢止する
- 6・27 出石藩、戸籍取り調べを布告した太政官達を郡市へ告知する（七月七日には藩内士卒へも告知）
- 7・10 出石藩、戸口・社寺がかりを戸籍がかりと改称する
- 7・14 出石藩、戸口・社寺がかりを戸籍がかりと改称する
- 7・19 加藤弘之、文部大丞に任せられる
- 7・22 出石県、管下を二三区に区分する戸籍編成のための区分けを公示し、戸籍編成実務に当たる戸長・副戸長を任命する
- 7・23 出石県、全土卒と管内町村役人の惣出頭を命じ、廢藩置県の詔書と出石藩知事の免官辞令等諸達の拝見を申し付ける
- 7・27 出石県、紙幣引き換え価位につき布告する（金一両につき銭札一〇貫文）
- 7 出石大水、高福寺流失する
- 7 旧出石藩大参事堀田反爾・桜井熊一、出石県大参事として当分の間新県の事務を取り扱うよう命ぜられる
- 8・17 仙石政固、献金者を館に招いて直々に盃を渡し、謝辞と惜別の辞を述べる
- 8・20 仙石政固、出石を発ち東京に向かう（旧藩知事は從来の家
- 5・14 銭・厘を貨幣単位とする）
- 5・14 神社社格を定める
- 6・26 長崎―上海間に海底電信が開通する
- 7 政府、藩札の回収令を出す
- 7 太政官、守札所持規則を布達する
- 8・9 断髪廻刀を許可する
- 8・9 神祇官を廻し、神祇省とする
- 8・23 華土族―平民間の通婚を許可する
- 8・28 穢多・非人の称を廻止する（部落解放令）
- 8 久美浜県、全管下を区に編成し、各区に大郷長兼務戸長を置いて戸籍事務を管掌させる
- 8 兵部省、各県常備兵隊の縮小改組を指示する
- 9・3 田畠勝手作りを許可する
- 9・15 生野県管下の南但の村々、解放令反対嘆願のため県庁に押しかける

- 禄と華族の身分を保障され、九月中に東京移住を命ぜられる)
- 8 大少市長・大少坊長(市中更職)、但馬全城を出石県とするよう
政府へ働きかけることを決め、東京行きの人選を行なう (林鼎一・
鍋屋直蔵が選ばれる)
- 9・7 出石県、谷野遠を中尉に任命し、旧藩兵隊總管河合寛吉を
武(校)大寮長に転出する(同年九月出石県兵隊の改組を行なう)
- 9・21 出石県、久美浜県より同県管下但馬国内(氣多郡)で不良の
徒による結党暴挙の密謀が発覚したとして出兵要請を受ける
- 9・30 出石県、兵隊出張中手当假規則を定める(中尉三二石から
旗卒の五石に至る階級別の手当額も明示)、一〇月四日には軍曹と兵
士の中間に伍長を置き、職俸二石五斗、出張中の節は一石と定め
(
- 9 出石・豊岡・村岡の但馬三県、合併を伺い出る
- 10・3 市校は文校へ、女学下校は女学上校へ統合される
- 10・17 出石県、予備隊(常備兵の生野出張とともに、河合寛吉
を中尉に再任して予備隊を組織する)に養父・氣多両郡の巡邏を命
ずる
- 10・18 出石県、四人の大砲がかりを任命し、生野へ派遣する
- 10 出石県、生野県の出兵要請に応じ、一揆鎮撫の兵隊を派遣する
- 11・10 出石県、士卒の惣出頭を命じ、太政官達(廢県の通達)の拝
見を申し付ける(明治四年一月二日付で出石県は廃止され、新設
置の豊岡県管轄に入る)
- 11・19 豊岡県、旧出石県予備隊を廃止する
- 10・3 宗門人別帳の廃止を布達す
る
- 10・10 但馬の陸運会社、営業を開
始する
- 10・14 生野県管下の播磨屋形組の
村々、一揆をおこして生野銀山を襲
撃し、県庁に乱入する(解放令反対、
年貢減免を要求)
- 11・2 但馬・丹後二国と丹波天田
・多紀・氷上三郡の諸県を統合して
豊岡県を置く
- 11・2 県知事を県令とし、參事を
府県に置く
- 11・2 豊岡県権令に小松彰を任命
する
- 11・22 府県を統合して全国を三府
七二県とする
- 11・27 県治条例を制定し、府県俸
職規則を廃止する
- 11 豊岡県 旧県庁一一か所の支所
を廃し、篠山・福知山・宮津の三か
所に置く

明治5

壬申

- 11・27 文学校 女学校・郷校は当分閉校される
 課税を布告する
- 12・6～9 旧出石県から新豊岡県への事務引き継ぎのため、旧県
 大参事堀田反爾外四人が久美浜に出張する
- 12・8 桜井勉、松山県権参事に任せられる
- 12・12 旧出石県庁(詰合所と呼称)、豊岡県支庁出石局と改められ
 る
- 11・27 出石局、執務を開始する
- 12・24 出石局、庶務・会計・租税の三方と武校に整理縮小される
 (軍事方・法制方を廢止)
- 12・28 出石局、守札所持規則御触書きを廻す
- 12・29 支庁出石局の宿衛を廢止する
- 1・27 豊岡県、兵隊の解体を通知する(兵隊職給も廢止)
 華族・士族・平民とする
- 1・27 豊岡県、出石局の廢止を町役人に通達し、同局勤務の旧出
 石藩士卒全員の解雇を言い渡す(廢止後、豊岡県出石出張局を置く)
 2・18 豊岡県、出石町区画取調の結果を出石出張局付町村役
 人へ内示し、出石郡第一小区と第二小区の区域を明示する(出石郡
 全域で六つの区が成立)
- 2・18 豊岡県出石出張局、辰鼓の廢止を言い渡す(同日一二時
 限り)
- 3・17 桜井恒次郎、出石伊木町に生まれる(桜井勉の長男)
- 4・24 豊岡県、「出石町区画取調」の結果を出石出張局付町村役
 人へ内示し、出石郡第一小区と第二小区の区域を明示する(出石郡
 全域で六つの区が成立)
- 5・7 豊岡県、同年四月九日の太政官布告に基づき、出石出張局
 を通じ町村役人へ区費の割賦方法及び役名の改称を布達する(華士
 士を通じて)

- 1・29 卒の身分を廢止し、皇族・
 華族・士族・平民とする
- 2・15 田畑永代売買の禁を解く
- 3・8 豊岡県参事に田中光儀を任
 命する
- 3・17 豊岡県、地券渡方規則を布達す
 る
- 4・9 政府、庄屋・名主・年寄を
 廃止し、戸長・副戸長の設置を布告
 する
- 4・15 豊岡県、全県下の区制を実
 施する

- 族を含めて一六歳以上五九歳までのすべての住民が一人につき一日
錢一文の積金をし、毎月二〇日に戸長宅へ差し出す、大市長を区長、
中市長を副区長、少市長を戸長、組頭を副戸長に改称する)
- 5 加藤弘之、ドイツ人ブルンチュリの書を翻訳して『國法汎論』
を発刊する
- 5 町方役人、評議の末、辰鼓を復活させる
- 6 豊岡県出石出張局を廃止する
- この年、統一戸籍帳(王申戸籍)を作成する(旧藩士の戸籍もはじめ
て市中のものと統合される)
- この年、桜井勉、大蔵省租税寮七等出仕に補される
- この年、林鼎一の私塾「爭光堂」、学制発布と共に廢塾となる
- この年、出石に郵便役所が設置され、業務を開始する(外に豊岡・
八鹿・生野に設置される、また湯島外九か所に郵便取扱所が設置さ
れる)
- この年、旧出石藩士族、士族子女二五人を官営富岡製糸場へ派遣す
る
- 6 豊岡県、改めて全管下三国一六
郡を二二・大区・一七七・小区とする大
区・小区制を実施する
- 7・4 大蔵省で全国一般に地券を
交付する(王申地券)
- 7・25 租税寮内に地租改正局を置
く
- 8・3 学制を制定する
- 8 豊岡県、地券がかりを置いて地
券の下付事務に着手する(大属以下
一三人の職員に加えて各大区に一
二人の地券掛付属を置く)
- 9・13 新橋—横浜間に鉄道が開通
する
- 9 豊岡県、地券交付のための準備
を始める
- 10・2 僕婢・娼妓の解放を布告し、
人身売買を禁止する
- 10・4 官営富岡製糸場を開業する
- 10・10 大区・小区制を追認する大
蔵省達一四六号が出る(区を大小に
分け、大区に区長、小区に副区長を
置く)

明治6

癸酉

- 3・17 出石小学校を開設する(旧出石藩の弘道館を校舎に充てる)
豊岡県、出石の市街地と合わせ各村落に地券を交付する
- 3・17 桜井勉、租税権助に任せられる
- 9・20 口小野村本間果宅を借り受けて、第三大学区第二四番中学
区出石郡第四〇番小学校を開設する(口小野・奥小野両村を学区と
する)
- 10 尾崎村善立寺を借り受けて、尾崎小学校を開設する(水上・長
砂・島居・尾崎・森井・中谷・丸谷・大谷・三木の各村を学区とし、
明治八年四月まで続く)
- この年、宮内村浅井重成宅を仮校舎として、出石郡第三九番小学校
を開設する(宮内・坪井・袴狹村を学区とする)
- 1・10 徵兵令を布達する
- 1・15 豊岡県権令に桂久武を任命する
- 2・24 全国のキリスト教の禁制の高札を撤去する
- 3・15 豊岡県、地券取り調べの最
中ににつき芝居・手踊など興行の禁止
を通達する
- 3・25 新政府、旧藩債処分のため
「新旧公債証書発行条例」を交付す
- 10・17 豊岡県権令に林茂平を任命
する
- 11・15 国立銀行条例を定める
- 11・9 太陽暦の採用を布告する
(明治五年一二月三日を明治六年一
月一日とする)
- この年、豊岡県、区長事務章程を制定し、区長の職務を正式に規定する
この年、豊岡県、同年一〇月中に土地一筆ごとの取調帳と村絵図を添えて地券下付願を提出するよう命ずる

1874

7

甲戌

- この年、旧藩士族ら、出石小学校運営のために寄付金を醸出する
 (仙石政固一〇〇円・加藤弘之五〇円・金沢誠外三九人一一一円八〇銭・小野組一〇〇円)
- このころ、加藤弘之、『國體新論』を著わす
- 6 豊岡県、壬申地券を交付する
- 6 豊岡県、生糸改会社を設立する
 (六月五日長良三郎、頭取を申し付けられる)
- 6 全国に番人を置く旨の太政官達が発せられる
- 7・20 第一国立銀行開業する
- 7・28 地租改正条例を布告する
 (地租改正事業に着手)
- 11 兵庫県令神田孝平、民会議事章程を制定し、民会の設置を主導する
- 12・27 家禄税を課して陸海軍費に充てる
- 12・27 家禄・賞典禄還納の制を定める
- 1・17 板垣退助・副島種臣ら、民選議院設立建白書を在院に提出する
- 1 豊岡県陸運会社を発足する
- 2・4 佐賀の乱おきる(三月一日平定)
- 3・28 秩禄公債証書発行条例を定める
- 1・26 加藤弘之、民選議院設立時期尚早を唱え反論する
- 1 倉見小学校を開設する安良・田多地の両村を学区に含むが、同年七月に休校となる
- 1 出石郡第四〇番小学校を出石郡第三八番小学校と改称する
- 2・3 租税援助に任せられていた桜井勉、地租改正がかりの業務を命ぜられる
- 2 第三八番小学校・小野小学校・第三九番小学校の両校を合併し、

明治 8

乙亥

- 口小野村瀬藤兵右衛門宅を仮校舎となす（翌明治八年一〇月一二日
新校舎が落成し移る）
- 3・15 寺坂小学校を開設する（寺坂村のお堂を充てる）
- 4 豊岡県陸運会社、出石に支社を置く
- 5・20 長良三郎 第二大区第二小区戸長を申し付けられる
- 5 小幡久次郎（二〇代目）、出石城二の丸の廃材を用いて農村歌舞伎舞台を造営する（永楽館の創始）
- 10・17 福住村荒木均の家宅を借り受けて、弘原小学校を開設する
(福住小学校の前身)
- 12・25 荒木村川崎利平宅を借り受けて、荒木小学校を開設する
(菅谷小学校の前身)
- この年、出石郡赤花に製糸場が設立される（関西初の器械製糸場）
- この年、内町一三番地に第二大区区務所を建設する（明治一二年出石氣多郡役所に充てる）
- この年、牧宗宗寿、本山大徳寺に出世し、四七二世を嗣ぐ
- 4・25 加藤弘之、元老院議官となる
- 4 倉見学校を再開する
- 5・2 中村富次郎（弓島堂）、出石東條町に生まれる（山陰・山陽両道に属する府県の地租改正を統括する）
- 5・10 桜井勉、地租改正局五等出仕に補せられる（山陰・山陽両尾崎小学校、三木龍谷寺を借りてこれに移り、三木小学校と称

- 3 豊岡県、地券下調がかりを置き各村ごとに地主惣代人を選ぶよう指示する（地租改正事業に着手）
- 4・1 豊岡県、小学校教員伝習所を設置、翌年六月一日豊岡県師範学校と改称する
- 5・11 大阪—神戸間に鉄道が開通する
- 5 豊岡県、区長などの改組を行なう（総区長一人を置くことなどを定める）
- 9 豊岡県、各村ごとに『田畠検見内帳』・『耕地絵図』を作るよう指示する
- 11 但馬牛改良のため、洋種牛を導入
- 1 政府、郵便役所の呼称を郵便局に改める
- 3・24 政府、地租改正事務局を設置する
- 3 政府の命により、番人は逕卒と改称され、同年一〇月に巡査と改め

- する
- 6 三木村百姓惣代中和岡右衛門・用がかり中尾忠右衛門、『現地
反別総計書上帳』・『現地反別地価明細帳』を作成し、豊岡県に提出する
- 7・5 出石宵田町火災、延焼戸数七〇余軒に及ぶ
- 10・12 小野小学校校舎、口小野村字砂入に新築する
- この年、福居小学校を開設する
- この年、伊豆学校を開設する
- この年、啓明小学校を開設する（松枝・馬場・川原などを学区とする、翌明治九年廃校）
- この年、豊岡県、出石屯所を設置する
- このころ、東京に出石出身者の「出石会」と豊岡出身学生の「郷友会」があつたという（後に合併して「但馬会」を組織する）
- この年、豊岡県、管内主要地に遷卒屯所を置き、治安と警察に当たらせる
- 4・1 豊岡県陸運会社解散、内国通運会社に合併する
- 7・23 豊岡県権令に三吉周亮（鳥取県権令）を任命する
- 8 地租改正事務局、土地の丈量は六尺竿を使用し、一反三〇〇坪とするよう通達する
- 10 豊岡県、豊岡に豊岡県警察がかりを設置、旧豊岡藩藩札場を庁舎に充てる
- 10 豊岡県、大区の正副区長・小区の区戸長を集めて地券会議を開く（丈量の訂正を徹底する）
- 11・30 府県職制章程を定め、県治条例を廃止する
- 11 警部・巡査の制服、提灯の制式が定まり、全国共通となる
- 12 豊岡県に巡査が置かれる
- この年、豊岡県、町村に惣代人を置く
- られる

明治9

丙子

- 1 1・28 島村弘堂没する(55歳)、門弟(仙石政固・桜井勉)
- 1 豊岡県、出石に警察出張所を設置する(屯所の組織替え)
- 3・26 出石大火(延焼町数一四、全焼戸数九六六、半焼戸数五、全焼社寺三九、全焼土蔵二九〇、全焼部屋一八六、負傷人一四、物置及び水車小屋九七、揭示場一、橋の全焼三、同半焼四)
- 3・26 出石小学校、大火により焼失する(同年五月松枝町〔奥山屋〕を仮校舎に充て授業再開、同年九月宗鏡寺に移る)
- 3 三木小学校、大谷村片岡久右衛門宅を借りてこれに移り、大谷小学校と称する
- 3 倉見小学校、福居小学校・伊豆小学校を合併し、同年五月安良善光寺に移転して安良小学校と称する(上鉢山・安良・田多地・伊豆・福居・鳩を学区とする)
- 4・1 肥前有田の陶匠柴田善平、柴田虎之助・柴田福藏を随伴して出石に到着する(出石焼の改良)
- 9 大谷小学校、森井村に移り、森井小学校と称する(明治一一年八月まで)
- 9 弘原小学校、福住小学校と改称し、福住村岩知花に新築する
- 11・17 仙石久利、東京の邸舎に着く
- この年、盈進社を設立する
- この年、五月一六日より七月五日までの五〇日間降雨なく、干害甚だしい
- この年、桜井勉、出石製糸会社の設立を計らせ、技術改良にも便宜を圖る
- 12・1 兵庫県、区会・町村会の開
- 9・21 兵庫県豊岡に支庁を置く(県内では姫路・豊岡・洲本に置く)
- 9・9 兵庫県令に森岡昌純を任命する
- 9・3 兵庫県令神田孝平、退仕する
- 2・15 区戸長職制を定める
- 3・28 廃刀令を出す(太政官布告)
- 3 豊岡県、改租を完了する(新租は明治八年から適用)
- 4 司法警察規則を廃止する
- 6 道路の格付けをする
- 8・1 国立銀行条例を改める(正貨準備を緩和、以後国立銀行の設立が盛んとなる)
- 8・5 華士族以下の家禄・賞典禄を廃し、金禄公債証書を与える(給祿支給を停止する)
- 8・21 飾磨県管の播磨、豊岡県管の但馬と丹波の多紀・氷上の二郡、名東県管の淡路を兵庫県に編入統合する

<p style="text-align: right;">11 戊寅</p> <p>2・1 西山員直、但馬国第二大大区区長を申し付けられる</p> <p>2・1 加藤弘之、東京開成学校總理に任せられる（東京大学開設後も引き続き總理の職を嘱託される）</p> <p>8 盈進社 第一回国勵業博覽会に作品を大量出品し、一躍出石磁器の名声を天下にとどろかす</p> <p>9・14 寺坂小学校、校舎新築落成なる</p> <p>9・26 西山員直、但馬国一・二・三大区学区取締兼務を申し付けられる</p> <p>10・8 西山員直、但馬八大区区長、学区取締兼務を申し付けられる</p> <p>12・10 田中義顯以下三四人の旧出石藩士族、「国立銀行創立願」を大蔵卿大隈重信に提出する（翌年三月六日付で認可、更に九月一日付で創立証書及び定款を大蔵省へ提出し、同月二十四日付で承認、ここに第五十五国立銀行の発足をみる）</p> <p>12 「鳩鶴小錄」が刊行される</p> <p>この年、盈進社、白磁作品をパリ万国博覽会に出品する（開催は翌年）</p> <p>1・7 長良三郎、但馬国第二大区六小区島・福居・伊豆・片間・三木受理副戸長兼小学校世話係を申し付けられる</p> <p>7・21 出石小学校、旧出石城三の丸に新築校舎が完成する（同年</p>	<p style="text-align: right;">10 丁丑</p> <p>2・1 西山員直、但馬國第二大大区区長を申し付けられる</p> <p>2・1 加藤弘之、東京開成学校總理に任せられる（東京大学開設後も引き続き總理の職を嘱託される）</p> <p>8 盈進社 第一回国勵業博覽会に作品を大量出品し、一躍出石磁器の名声を天下にとどろかす</p> <p>9・14 寺坂小学校、校舎新築落成なる</p> <p>9・26 西山員直、但馬国一・二・三大区学区取締兼務を申し付けられる</p> <p>10・8 西山員直、但馬八大区区長、学区取締兼務を申し付けられる</p> <p>12・10 田中義顯以下三四人の旧出石藩士族、「国立銀行創立願」を大蔵卿大隈重信に提出する（翌年三月六日付で認可、更に九月一日付で創立証書及び定款を大蔵省へ提出し、同月二十四日付で承認、ここに第五十五国立銀行の発足をみる）</p> <p>12 「鳩鶴小錄」が刊行される</p> <p>この年、盈進社、白磁作品をパリ万国博覽会に出品する（開催は翌年）</p> <p>2・26 迷子札を小児に携帶するよう父母等に注意を告諭する</p> <p>3 兵庫県、交番所を分署に、休息</p>
--	--

設を布達する

1・13

西山員直、出石氣多郡長に任せられる

1・8

兵庫県下を一区(神戸市)三

する

この年、農事に関する通信員を設置する

書記官・属・警部等を置く

但馬八郡連合会、組合立豊岡中学校を開校する

糸場を設置する

貸牛仮規則を定める

郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則(三新法)を制定する

府県官職制を公布する(府に知事、県に令、以下大書記官・少

書記官・属・警部等を置く)

この年、農事に関する通信員を設置する

八月四日、県令森岡昌純臨席のもとに落成式を挙行する)

8・20 森井小学校、呼称を広域地名の小坂小学校と改める(同年

二月二七日、旧伊豆小学校区の片間村を当学区へ編入する)

9・24 桜井勉、内務省地理局長に任せられる

11・1 第五十五国立銀行、柳町に店舗を構え営業を開始する

この年、安良小学校、善光寺跡に校舎を新築し、共和小学校と命名

する

この年、精畔宗侃、大徳寺の執事となり牧宗宗寿を補佐する

所を分署付交番所と改称する

3 内務卿大久保利通、「地方体制改正之儀」を上申し、大区・小区制の廢止と旧慣による地方区画の復活を建議する

5・14 内務卿大久保利通、暗殺される

5・29 兵庫県令に森岡昌純が就任する

5 兵庫県、氣多郡久斗村に県立製糸場を設置する

7・13 貸牛仮規則を定める

7・22 郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則(三新法)を制定する

7・25 府県官職制を公布する(府に知事、県に令、以下大書記官・少

書記官・属・警部等を置く)

この年、農事に関する通信員を設置する

- 3 香住村宇野文右衛門、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす
 (出石・下郷定貞一人)
- 5・15 桜井勉 内務省山林局長に任せられる
- 6・16 小坂小学校校舎、新築落成する
- 6・26 堀田省軒没する(72歳)、廢藩置縣の処理に活躍する(著書に『省軒集』、門弟に島村弘堂・西山貞直)
- 6・26 兵庫県、農岡警察署管轄のもとに出石・村岡・養父市場・竹田の四か所に分署を置くことを布達する
- 9 小坂小学校、公立小坂小学校と改称する
- この年、小野小学校、コレラの流行により八月一八日から九月いっぱい休校する
- この年、和算家山添義明・武田辰蔵、出石神社に算額を奉納する
-
- 三郡に分かつ(県達)
- 1・8 兵庫県、郡役所位置並びに所轄を布達する
- 1 郡区町村編制法実施(区制廃止)、郡・区役所を設置する
- 2・6 兵庫県、初度における県会議員の定数(七四人)及び選挙期日を定める
- 2~4 県会議員選挙を実施する
 (定員七四人)
- 4 兵庫県、町村会規則を公布する
- 7 兵庫県令森岡昌純、各戸長に対して地方税地価割・戸数割稅の等級賦課乗率を町村会で定めるよう指令する(同年八月以降、相次いで町村委会が開催される)
- 8 兵庫県、簡易教則を制定する
- 9・29 学制を廃止し、教育令を制定する
- 9 兵庫県、旅籠屋取締規則を制定する
- 12 府県に衛生課設置が指令される
 この年、兵庫県、教員の政治活動を

明治13

庚辰

- 1 出石小学校、校名を弘道小学校と改称する
- 2・14 近藤逸五郎(削風)生まれる(桜井勉の第五子)
- 5 土族総会により、円覚公(仙石氏の祖權兵衛秀久)御社殿建築を決定する
- 6 出石郡、山林原野の改租にともなう郡段階での地等表作成を終える
- 7 兵庫県警察出石分署の下に江原交番所を設置、行政警察事務が取り扱われる
- 8・1 出石氣多郡長、戸長役場番号並びに位置を定めて管内に布達する
- 9 第五十五国立銀行、店舗新築竣工と共に本店を田結庄町に移す
- 9 出石郡の山林原野、但馬国地等会議で一等下位に決定される
- 11・27 西山員直、管内農事通信委員を申し付けられる
- 11 香住村宇野文右衛門、県會議員に再選される(出石・下郷定員一人)
- この年、小野小学校、裁縫科を設ける
- この年、桜井勉、再び地理局長に任せられる
- この年、出石・豊岡・村岡の旧三藩士族、拠産社を結成し、氣多郡久斗村にあつた兵庫県管模範製糸場の払い下げを受ける
- 3 兵庫県、人力車取締規則を制定する
- 4・5 政府、集会条例を定める
(集会・結社の自由を制限)
- 4・8 政府、区町村会法を制定する(選挙・被選挙権は地租を納める者)
- 4 政府、郡区町村編制法に例外規定を追加し、内務卿の認可を経て郡区町村の区域・名称を変更できることとする
- 6 戸長選挙規則を制定する(二〇歳以上の男子の戸主が選挙権をもつ)
- 6 兵庫県、一戸長役場の管轄区域を市街は一〇〇戸以上、村落は三〇〇戸以上六〇〇戸以内に拡大するよう布達する
- 7 兵庫県、連合戸長役場制を実施する

禁止する
この年、コレラ大流行、県下の死者は六三三五人にのぼる

- この年、第五十五国立銀行、豊岡・村岡に出張所を開設する
- 農会の設立が決まる
- 11 ~ 12 県会議員の半数を改選する（三五人）
- 12 ~ 28 教育令を改正する（小学校初等科三か年・中等科三か年・高等科二か年とする）
- 12 兵庫県、芸妓・舞妓の営業許可地域制限を撤廃する
- この年、但馬・丹後・丹波の出身学生、「三丹会」を組織するが、問もなく自然消滅する
- この年、兵庫県、衛生課を置く
- 7 伝染病予防規則を公布する
- 9 第一回兵庫県勧業会が開かれ、農会の設立が決まる
- 1 憲兵制度が発足する
- 3 湯島村の三宅總介・鰐江伝左衛門、自由民権結社猶興社を結成する
- 4 内務省勸業部門が独立し、農務省が発足する
- 4 請願巡査制度が発足する
- 5 ~ 4 文部省、小学校教則綱領を制定する
- 2 公立小坂小学校を村立小坂小学校と改称する
- 4 ~ 24 自由民権運動家中島信行（後の自由党副総裁）・沢辺正修ら、福成寺で開かれた出石郡自由懇親会に招かれて演説し、好評を博す（岡部久洋らが中心メンバーとなつて開催）
- 7 ~ 6 加藤弘之、東京大学総理に任せられる
- 7 ~ 11 菅谷小学校 校舎新築落成し、県令森岡昌純臨席のもと開校式を挙行する
- 9 岡部久洋、自由党の結党に先だつて結成された近畿自由党の会

明治
15

壬午

議に出席し、卒先者の役割を果たす

この年、郡内細見村飛谷で出石焼の原土(白陶土)が発見される

この年、池口忠恕、辰鼓櫓大時計を寄付する

この年、福知山—出石間の新道路(登尾)測量始まる

この年、袴狹村と一六か村との入会山論妥結する

この年、豊岡警察出石分署、巡查八人を配置する(位置[出石本町]、所管[出石郡一七か町八六か村])

この年、出石氣多二郡、全町村会規則・農事会規則・衛生会に係る要領を決定する

この年、岡部久洋ら、「自由改進ノ主義ヲ拡張シ」これによつて「知識ヲ啓發シ」、「産業ヲ振起スル」ことを社則とする回天社を結成する

5 神戸裁判所に検事局が再置され、豊岡にも検事が配置される

6 兵庫県、戸長役場の管轄区域に関する規準を緩和する旨布達する

6 但馬地方の山林改租を終了する(同年八月新租の施行が令達される)

7 郡民懇代の制、始まる

10・12 詔勅を発し、国会開設の時期を明治二三年と決定する

10・29 自由党、結党式を行なう

11・20 豊岡電信局、業務を開始する

この年、豊岡病院、但馬八郡の經營を廃し、二七か町村の組合立病院となる

この年、豊岡病院、但馬八郡の經營を廃し、二七か町村の組合立病院となる

1 小坂小学校、上・下等科を改め初等科を設置する

3 福住・菅谷・寺坂小学校、上・下等科を改め初・中等科とし、各六級に分かつ(半年進級制)

3 奥山村字朝日を割き、養父郡に属す

4・1 弘道小学校、上・下等科を改め初・中・高等科を設置する

7・10 小野小学校 幼年生徒の教育のため宮内村に分校を置き、出石神社前の籠堂を校舎として開校式を行なう

3 大隈重信 立憲改進党を結成する

4 但馬自由党を結成する

6 政府、「集会条例」を改正して

1883

16

癸未

- 7・15 郵便局内に出石電信分局を設置する
- 10・17 旧出石藩士族、総会を開催し、会則及び感応殿建廟を決め、予算及び土族醸金を決める
この年、加藤弘之、『人權新説』を著わす
- この年、兵庫県、大保恵堤防の改修を実施するが、この改修を対岸・下流とも喜ばず、以後紛議が相次ぐ
- この年、大橋架設なる(長さ三〇間)
- この年、小野小学校 出石郡第九番学区となる
- 1 小坂小学校、一二番学区となる
- 2 口小野村本間果、県會議員選挙に出馬し、当選を果たす(出石・下郷定員一人)
- 3 小坂小学校、中等科を設置する
- 7 出石郡民惣代宇野文右衛門・今井甚兵衛・本間果、県令に生野峰公園改修工費として出石郡人民より金四拾円を寄付する旨願い出る
- 10 出石氣多郡役所、『兵庫縣旧出石藩士族生斗一覽表』を作成する
11・6 感應殿、落成式を挙行する、円覚院殿御像を遷し奉る
この年、宮内総持寺、觀音堂を改築する
この年、鰐山県道竣工する(関太平日記によると六月四日完成)
この年、出石郡農談会・公立勧業会を設置する

民權運動の抑圧体制を強化する
7 兵庫県、官設交番所の全部を分署に昇格させる

10・10 日本銀行、營業を開始する
12・2 巡査の帶剣を許す(兵庫県は明治一六年七月から)
この年、県會議員、申し合わせにより洋服を着る

この年、コレラが大流行する

- 1・23 府県に兵事課を置く
- 2 学生の新聞購読を禁止する
- 2 森岡県令、戸長ら教育関係者に学生の政治活動の取り締まりを命ずる
- 3 県會議員の半数を改選する(四三人)
- 3 農商区勧業世話がかり設置方を布告する
- 4 但馬国各町村連合会、発足する(豊岡中学維持法連合会が收組されたもの)
- 5・17~21 但馬国各町村連合会、

明治
17

甲申

- このころより後、旧出石藩士青木匡（東京府会議員・改進党の代表的論客）、出石にたびたび帰郷して政談会を開く
- 第一回会議を開催する
- 6・1 兵庫県、戸長役場区域の大と役場の位置を布達する
- 7・2 官報第一号を発行する
- 7 兵庫県巡查、全員帶剣する
- 9 但馬国人民惣代ら、三丹置県の儀を建白する
- 11 鹿鳴館を開館する
- この年、「県立町村立学校職員及学務委員等新年並紀元節、天長節拝賀式規則」を制定、これより三大拝賀式が始まる
- 3・15 政府、地租条例を制定する（法定地価の決定・税率の固定）
- 5・7 政府、区町村会法を改正（区戸長・県令の権限拡大）、戸長の公選を官選に変更する
- 5 県会議員の半数を改選する（四人）
- 5 質屋取締条例が施行される
- 9・8 兵庫県、戸長役場の呼称を改称する（役場所在の町村名を冠して○○外何か町村戸長役場とする）
- 2・28 小野小学校、上・下等科を初・中等科と改める
- 5 口小野村本間果、県会議員に再選される（出石・下郷定員一人）
- 10 寺坂小学校、中等科を廃して初等科のみとする
- この年、牧宗宗寿、大徳寺管長に任せられる
- この年、出石十八鹿間、県道に追加される
- この年、小野・三宅・共和（安良校）・小坂の四校をもつて出石郡第五番学区を構成する
- この年、安良組、部内町村連合会を設置する（出石郡では戸長役場の管轄区域内を部内と称し、一つの町村から町村会議員三人が互選されて部内連合会を構成する）

18
乙酉

- (同年二〇月一日より実施))
- 3・31 組合立豊岡中学校を廃校する
- 4・18 県令に内海忠勝が就任する
- 6 但馬国畜牛売買同業組合を設立する
- 7 勘業会準則を公布し、農談会は勸業会にかわる
- 12・22 太政官を廃し、内閣制度を創始する
- 12 県会議員の半数を改選する(四三人)
- この年、円山川、決壊する(堤防延長二六七二間、道路延長一一六七間、浸水家屋一四六七戸)
- この年、飢饉が全国を襲い、多數の餓死者ができる
- この年、コレラが大流行し、明治一九年にかけて県下の死者は七七四三人となる
- 3 福住・菅谷小学校、中等科を廃して初等科のみとし、六級に分かつ(半年進級制から一年ごとの進級に改められる)
- 5・27 小野小学校、中等科を廃して初等科のみとする
- 5 福住小学校の校門を建設する
- 6 ハシカが大流行する
- 7・20 岩本善治、主筆『女学雑誌』を発行する
- 7 小野小学校、宮内支校を廃止する
- 9・17 奥山支校廃止願が許可される
- 10・8 福成寺、小人町より柳町二番地に移転する
- 12 出石内町芦田帰一、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす(出石・下郷定貞一人)
- この年、木村熊二(桜井勉の次弟)、東京巢鴨の庚申塚に明治女学校を開設する(明治四二年に廃校)、同年七月に『女学雑誌』を創刊する
- この年、岩本善治、明治女学校の教頭に登用される(翌年には同校の校長に就任し、『女学雑誌』の刊行を引き継ぐ)
- この年の夏、盈進社、廃業する
- この年、田中壌、六年間に及ぶ大日本植物帶調査を完了し、『大日本植物帶調査報告』をまとめ(内務省山林局が出版、翌年には『校正大日本植物帶調査報告』を出す)

明治19

丙戌

この年、町村立学校、授業料を徴集することになる
この年、出石八鹿線、県道に昇格する

この年、新農法の成果を農民に実地で示すため、出石郡の試植場付属田を設置する

この年、牛市場組合規則を設け、取り引きの合理化を進める

1・11 加藤弘之、東京大学總理を辞して元老院議官となる

1 出石・豊岡の出身学生、「但馬会」を再組織し、第一回会合を開く

4・26 旧出石藩士族、感応殿の委員会規則を作成する

8・17 木村熊二の妻鎧子、コレラにより急死する

8 岩本善治、明治女学校の校長に就任する

9 小野川改修工事に着手する（新川を掘る、明治二三年一〇月完成）

この年、小坂小学校、初等・中等科を出石郡第八番学区簡易科と改称する
この年、小野小学校・共和学校、出石郡第六番学区となる

3・2 帝国大学令を公布する、東京大学を帝国大学と改称する

4・1 太政官布告により、会計年度は四月一日から始まる

4・10 師範学校令・小学校令・中学校令を公布する（小学校尋常科四か年「義務制」・高等科四年とし、

か年「義務制」・高等科四年とし、実情に応じて小学簡易科を設ける）

7・13 東経一三五度の子午線を標準時と定める

7・20 兵庫県令内海忠勝、知事となる

8・13 登記法を公布する（明治二〇年二月一日より実施）

8・14 円山川、大洪水に見舞われる

10 陸軍召集条例が公布される

1888

1887

21

戊子

- 1 出石内町芦田帰一、県会議員に再選される（出石・下郷定員一人、芦田帰一は同年三月まで）
 3 勘業委員設置規則を定める（出石・氣多両郡に四人置く）
 4・1 弘道高等小学校を弘道尋常小学校内に開業する

- 1 県会議員半数改選（四一人）及び增加議員（一人）を選挙する
 4・25 市町村制を公布する（翌年四月一日より実施、市町村を各法人

20 丁亥

- 2 郡府舎内に出石登記所を設置する（このため郡府舎が手狭になり、郡府舎の建築が必要となる）
 4・1 弘道小学校、初等・中等・高等科を改め、簡易・尋常・高等科を設置する
 4・1 小野小学校、初等科を簡易科と改め、簡易小学校となす（特色として、授業料は徵集せず、村費をもつて経費を支弁する）
 この年、福住・菅谷・寺坂の各小学校、初等科を改めて簡易科とし、三学級に分かつ
 この年、平尾在親、森尾村に国恩会（青年男女の訓育機關）をつくる
 この年、蚕糸業事務所に補助金を交付し、蚕糸共進会を開催させる
 この年、郡府舎（出石氣多郡役所〔内町〕）及び豊岡警察署出石分署（柳町）の新築なる

- 1・22 東京にはじめて電灯がつく
 3・23 所得税法を公布する
 5・18 私設鉄道条例を公布する
 5・19 博愛社を日本赤十字社と改称する
 8 但馬・丹波で減租要求の運動をおこす（認められて翌年減租が実現する）
 12・13 県会議員定数を改正、郡部二人増の七四人、県会議員总数八六人となる
 この年、勘業委員設置準則を公布する（勘業委員は郡に一人、郡役所に常勤、各農区植物試作世話がかりを設置する）

この年、「旅籠」が「宿屋」と改称される

明治
22

己丑

- 4 森尾村平尾源太夫、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす（出石・下郷定員一人）
- 5・7 加藤弘之、文学博士の学位を授けられる
- 5 福住小学校、校舎を増築する
- 7・2 弘道尋常小学校、雨天体操場新築落成なる
- 10 内町九八番地（現町立美術館敷地）、司法省用地として官有地二種地に編入される
- この年、神美村の平尾源太夫、第五十五国立銀行取締役に就任する（土族銀行から地主銀行へ変化をみせはじめる）
- この年、改良稻作試験田を設置し、稻作改良教師を招聘する
- この年、種牡牛営業者に六〇円の補助を行なう
- このころ、円山川・出石川治水に関する測量費連合会を組織する（明治一五年改修の大保慮堤防に端を発する）
- 2 出石町と室埴村に編入すべき旧弘原町分、奥山川以東及び同川合流以北並びに出石川以東を出石町へ、その以西を室埴村へ属す
- 2 洋画家松井昇、浅井忠、小山正太郎らと「明治美術会」の結成を発議する（同年六月創立）
- 4・1 出石町・室埴村・小坂村・神美村の新町村が誕生する（初代町村会議員を選挙する（議員定数出石町一八人・室埴村一
- 4 郡部選出の県会議員を選挙する（定員七四人）
- 5 県知事、各郡区長会を開き、戸長役場を中心とした一町村七〇〇戸を基準に町村合併を指示する
- 10 派出所・駐在所制度が発足する（この年、丹但地区の地価修正作業を行なう）
- この年、国歌「君が代」の制定を各条約国に通告する
- この年、神戸の神戸電燈株式会社、配電を開始する
- この年、東京の上野で最初の可否茶館が開店する
- 2・11 大日本帝国憲法を公布する（明治二三年一一月一九日施行）
- 2・11 衆議院議員選挙法・貴族院令などを公布する
- 3・23 土地台帳規則を公布する（地券制度廃止）

- 二人〔推定〕・小坂村一二人〔推定〕・神美村一二人
- 5・11～12 第一回出石町会を弘道小学校で開会する（出席議員一八人、初代町長に岡部久洋を選出する）
- 5・14 初代小坂村長に中和岡右衛門が就任する（明治二六年五月三〇日辞任）
- 5・17 初代出石町長に岡部久洋が就任する（明治二十四年四月一日任期満了）
- 5・28 旧出石藩主仙石久利公、古稀の嘉宴を上野の華族会館で開き、東京・横浜在住の旧藩士百数十名を招く
- 5 初代神美村長に平尾学治郎が就任する（明治二三年七月退職）
- 5 初代室埴村長に国村又右衛門が就任する（明治二五年退職）
- 7・11 郡役所敷地内町五三の二）を出石郡民惣代平尾源大夫・福音源蔵・芦田帰一の共有名義とした後、兵庫県に所有権を移転する（柳町の出石警察署敷地も同様に処理）
- 7・18 内町四〇番地（感応殿敷地）を感応殿に所有権移転する
- 8・1 仙石政固、城山山林を感応殿に寄付する
- 8 神美村穴見谷地区（二二か村）、豊岡病院組合に加入する
- 9・14 弘道小学校内で臨時町会を開設する（堤防・道路・橋梁・水路急破調査修理のため、臨時土木委員設置規則を定めて委員六人を選出する）
- 11・5 出石町所在議事堂に於いて、臨時町会を開設する（本町營造物のうち八木町字大平より田結庄町字舟形に達する水路を廃し、その工事設計費用賦課方法調査のため、臨時土木委員四人を選出する）
- 12 県会議員定数を改正、区部三人増の一五人、県会議員總数八九人となる
この年、『但馬工商便覽』を発行する
- 10 兵庫県、市町村に消防組の設立を許可する
- 12・26 県知事に林薰が就任する

明治
23

庚寅

- 12 桜井勉、徳島県知事に任せられる
 この年、各村に伝習生を置き、改良稻作試験地を郡内三か所に設ける
- この年、出石郡にはじめて自転車が現れる
- この年、出石大水一丈一尺(約三メートル三〇センチ)に及ぶ
- この年、郡立の養蚕伝習所を設け、生徒三人を先進地の福島県に派遣して技術を学ばせる
- この年、加藤弘之、雑誌『天則』を発行する
- この年、松井昇、明治美術会第一回展に出品した作品「春穂」を作成する(代表作品)
- 2 神美村田辺文治、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす(出石・下郷定員一人)
- 4・1 桜井勉の妻八重子、死去する(40歳)
- 5・19 加藤弘之、帝国大学総長に任せられる
- 5・24 内町九八番地(九〇七坪三六)、郡民惣代平尾源太夫・福富源蔵・芦田帰一の共有名義より、司法省に所有権を移転する
- 7 神美村長に西村助太夫が就任する(明治二十五年四月退職)
- 7 佐藤文兵衛・青木匡、第一回衆議院議員選挙に兵庫県第九区(但馬八郡定員一人)から出馬し、当選を果たす
- 7 仙石政固子爵、同爵間の互選で貴族院議員に任せられる
- 8・23 小野簡易小学校、校舎増築落成式を挙行する
- 2 県会議員半数の改選(四三人)及び增加議員(三人)を選挙する
- 5・17 府県制及び郡制を公布する
- 6・10 第一回貴族院多額納税者議員の選挙を行なう(四五人、内兵庫県一人)
- 6・21 水利組合条例を公布する
- 7・1 第一回衆議院議員選挙を行なう(定員三〇〇人、内兵庫県一二人、全国投票率九三・七三パーセン)

9 · 17 ~ 18	洪水に見舞われる	7 · 10	第一回貴族院伯子男爵議員の選挙を行なう(一〇五人)
9 · 29	加藤弘之、貴族院議員に勅撰される	9 · 29	貴族院勅撰議員をはじめて任命する(五九人、後で二人追加)
10 · 6	出石大水八尺余り、馬場上の石堤が決壊し家屋流失する	10 · 7	弘道小学校 簡易科を廃止する
10 · 7	この年、神美村、安良善光寺境内に役場会議室を建築する	10 · 7	この年、神尚武義会を設立する
この年、蚕糸共進会を開催する	この年、蚕糸共進会を開催する	10 · 20	(小学簡易科を廃止する) 元老院を廃止する
この年、牧宗宗寿、堺の南宗寺に示寂する(72歳)	この年、牧宗宗寿、堺の南宗寺に示寂する(72歳)	11 · 25	第一回帝国議会を召集する (翌年三月七日閉会)
1 · 5	弘道小学校、勅語奉読式を挙行する	10 · 30	教育勅語を発布する
1 · 21	菅谷小学校、勅語奉読式を挙行する	は	は
1 · 23	出石町長に本間果が就任する(明治二五年六月二二日任期満了)	3 · 24	度量衡法を公布する (単位は尺貫)
4 · 16	福住・菅谷・寺坂の各小学校、簡易科を廃して尋常科を設置する(修業年限四か年)	5 · 11	ロシア皇太子、大津で津田三蔵に襲われる(大津事件)
6 · 1	西山貞直、出石氣多郡長非職を命ぜられる	6 · 10	付県會議員定数規則(勅令)を公布する
8 · 14	共和簡易小学校を廃止する	6 · 15	県知事に周布公平が就任す

明治25

壬辰

- 2・23 神美村田辺文治、県会議員に再選される（出石・下郷定員一人）
- 3・30 弘道小学校、有志の寄付により銃器一〇〇組（村田銃）を新調する
- 4・3 桜井勉、『出石郡經濟論』を著わす
- 4・7 出石町會議員定期半数改選者の抽選を行なう
- 4 神美村長に平尾源太夫が就任する（明治三七年二月退職）
- 4 安良に請願巡回が置かれる
- 5 桜井勉、『出石町要務論』を著わす

- 9・5 桜井勉、依願免本官となる
- 9・10 共和簡易小学校廃止にともない、伊豆・福居・島の三か村を小坂小学校区（第七番学区）に編入する
- 9・26 小坂小学校、簡易科を廃して尋常科を設置する
- 10・1 小野小学校、簡易科を廃して尋常小学校となす（同年一〇月七日開業式を挙行する、修業年限は三か年として発足し、明治二六年より四か年となる）
- この年、小野小学校、勅語奉読式を挙行する
- この年、加藤弘之『加藤弘之講論集』を著わす
- この年、精畠宗侃、宗鏡寺を兼務し、大徳寺四八四世を嗣ぐ
- この年、拠産社、株式会社に組織替えする（明治二五年前後に再度休業し、その後所有者を転じて大正元年に郡是製糸株式会社に買収される）

- 12・18 改進党代議士田中正造、足尾鉱毒問題の質問書を議会に提出する
- 9・1 日本鉄道、東京—青森間が開通する

26

癸巳

5 · 3 · 31	1 · 10	1 · 桜井勉、『中但紀行』を著わす ・ 加藤弘之、帝国大学総長を辞任する 小坂村長に宮谷信次郎が就任する（明治三十三年二月二八日）	この年の暮、円山川・出石川の測量が完成する この年、河合寛吾長孝、『長孝実伝』を著わす	この年、室埴村長に今田禎次郎が就任する（明治二九年退職） この年、出石・氣多郡に郡役所が一つのため、出石郡独立設置を希望し、委員を選んで県に請願運動を行なう この年、桜井勉、前郡長西山員直と計り、婦人会・幼稚園の創立計画をなす（幼稚園は婦人会が經營、後に町へ移管） この年、精畔宗侃、大徳・南禪・相国・永源・仏通の臨済五派の連合による教授「般若林」を大徳寺山内に設け、校長となる この年、出石鶴山（桜尾）のコウノトリに限つて保護鳥の対象に加えられる	戴する	10 · 1 11 10 · 17 11 6 · 23	9 · 24 9 · 6 仙石政固、鍛冶屋清水屋敷の地所を感応殿に寄付する 小野小学校沿革誌なる 福住・菅谷・小野の各小学校、天皇・皇后両陛下の御真影を奉 出石町長に福富源蔵が就任する（明治三十三年一月退職） 水害に見舞われる（出石郡家屋浸水三六戸、橋流失二） 小坂尋常小学校、開校式を挙行する
------------	--------	--	--	--	-----	---	--

3 · 25

神戸電話交換局を開設する

退職)

7・18

加藤弘之、錦鶏間祇候を命ぜられる

8・2

出石町会を開催する(辰鼓櫓石垣・溝修理費金一〇円議決)

8・23

洪水のため、諸川・道路多数破損する

9・13

出石町会を開催する(出石・室埴共同火葬場建設費補助一〇円議決)

9 円山川堤防工事につき、出石・氣多・城崎の三郡関係七村四八部落の交渉会を出石で開く

9 出石氣多郡役所を廃して、出石郡役所を設置する(氣多郡は城崎美含郡役所に編入)

10・14 室埴村、洪水により橋梁破損する

10・16 出石町、私設消防組を公設とする

11・12 福住尋常小学校、校舎増築落成なる(二階建一棟)

11 木村熊二、小諸義塾を創設する(島崎藤村らを教師に迎える)

11 私立出石郡教育会(有志の結合により設立)規則できる

12 平尾在脩、三宅村に功積社を興す

12 出石分署、出石警察署に昇格する

この年、城崎・氣多・出石の三郡、円山川・出石川治水関係町村組合を設立する

この年、加藤弘之、『強者の権利の競争』を著わす

この年、桜井勉の妻艶子・西山員直の妻花子ら、出石婦人会を組織し、また幼稚園を設置する

7・16 東北本線が全通する
8・12 文部省、祝日・大祭日儀式に用いる歌詞・楽譜を定める(君が代など)

1895

1894

明治 27

甲午

2・20 神美村平尾庫一、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす
(出石・下郷定員一人)2・20 県会議員の半数を改選する
(四五人)

3・1 佐藤文兵衛、第三回衆議院議員総選挙に兵庫県第九区(定員二人)から出馬し、当選を果たす(連続三回当選)

6・27 寺坂尋常小学校、裁縫科を設置する

3・1 第三回衆議院議員総選挙を行なう(定員三〇〇人)

9・1 桜井勉、第四回衆議院議員総選挙に兵庫県第九区から出馬し、当選を果たす(第二・第三回と落選)

11・27 小野尋常小学校、出征兵士を宮内のはずれまで見送る

9・13 大本営を広島に移す
12 消防規則が公布され、消防組設置権が市町村長から知事に移る11 菅谷尋常小学校、出征兵士を鍛冶屋村まで見送る
この年、神美村で赤痢が発生する

この年、出石郡全町村組合、椎茸生産に静岡県より杉山忠四郎技手を招聘する

この年、加藤弘之、「道徳法律の進歩」を著わす

この年、一つがいのコウノトリが鶴山に飛来し、營巣して雛を育てる(日清戦争勃発の年で、勝利の瑞鳥として大いにもてはやされる)

28

乙未

8・9 加藤弘之、宮中顧問官に任せられる
8・9 出石町会、大手堀下流溝蓋及び道路両側溝新設工費議案を可決する(八木町より宵田町角まで)
10・1 室埴村の内桐野村字中野を割き、同村内上野村に編入する
この年、洋画家松井昇、作品「軍人遣家族」を制作する(御物となる)7・23 加藤弘之、宮中顧問官に任せられる
3・17 質屋取締法を公布する
3・30 日清休戦条約に調印する
3 兵庫県にはじめて兵庫憲兵分隊が設置される
4・17 日清講和条約に調印する
4・17 播但鉄道、飾磨—生野間が開通する

明治29

丙申

- 一人 2・26 神美村平尾庫一、県会議員に再選される（出石・下郷定員
2・26 県会議員の半数を改選する
「山陰鉄道縦貫線中豊岡線ヲ取ルベキ意見書」を提出する
6・22 福富源蔵、出石町長に再選される
7・7 出石貯蓄銀行を設立する（資本金六万円）
7・20 福富源蔵・本間果、出石郡会議員に選出される
7 平尾在脩、三宅村に国恩会をつくる
8・30 弘道小学校、大風雨のため、夜一二時ごろより運動場一面
入水、もみの木が折れ校旗桟が倒れる
8・31 洪水のため、谷山川堤防決壊、橋梁二〇か所悉く流失する
8・31 大風雨のため、小野川堤防決壊、小野尋常小学校床上五寸
浸水、校舎前傾、玄関流失するが倒壊を免れる
8・31 小坂尋常小学校、大風雨のため大洪水、床上浸水する
8・31 神美村役場、未曾有の山崩れにより倒壊する
8 桜井勉（代議士）、山梨県知事となる
8・25 弘道小学校、学齢未満児童就学禁止の訓令が到達する
神美村平尾庫一、県会議員に三選される（出石郡定員一人）
- 1・7 大日本精糖会社を設立する
2・26 県会議員の半数を改選する
（四四人）
3・28 葉煙草専売法・登録税法を
公布する
3 害虫駆除予防法を発布する
4・1 郡の統廃合を実施する（但
馬、城崎郡・美含郡・氣多郡→城崎
郡、七美郡・二方郡→美方郡、これ
により県下は二五郡となる）
4・8 移民保護法・河川法を公布
する
4・20 兵庫県立豊岡尋常中学校を
創立する（後の兵庫県立豊岡中学校）
7・1 郡制を実施する（郡会開設、
郡長選任等）
7 全国的な軍民組織、「尚武会」
を設立する
- 4・23 独・露・仏の三国、遼東半
島の清国への返還を勧告する
11・8 遼東半島還付条約に調印す
る（報償金三〇〇〇万両）

年 表

1897

30

丁酉

(職)	3 . 3	出石・城崎両郡町村治水組合が発足する(三町一二村) 室埴村長に千野貞蔵が就任する(明治三二年八月三一日退 職)	12 . 6	神美村、安良村一一番屋敷(字宮ノ下三七番地)田中かつ家の家屋一棟並びに庭園を借り受け役場に充てる 菅谷尋常小学校、校舎増築落成式を挙行する	12 . 6	11 神美村、安良村一一番屋敷(字宮ノ下三七番地)田中かつ家の家屋一棟並びに庭園を借り受け役場に充てる 菅谷尋常小学校、校舎増築落成式を挙行する	8 . 10 郡是製糸を設立する 但馬尚武会を設立する
	24 . 13		12 . 6	公立学校敷地(元福住小学校有七畝一二歩、元寺坂小学校有二畝、元荒木小学校有三畝一九歩)を室埴村に譲与する	12 . 6	12 . 6 公立学校敷地(元福住小学校有七畝一二歩、元寺坂小学校有二畝、元荒木小学校有三畝一九歩)を室埴村に譲与する	9 . 16 佐渡・生野鉱山、大阪製錬所・三菱合資会社に払い下げられる
			10 . 1	兵庫県、府県制を実施する (法の公布は明治二三年五月一七日であるが、実施時期は府県知事の具申により内務大臣が決定)	10 . 1	10 . 1 兵庫県、府県制を実施する (法の公布は明治二三年五月一七日であるが、実施時期は府県知事の具申により内務大臣が決定)	8 . 10 郡是製糸を設立する 但馬尚武会を設立する
			10 . 15	川崎造船所を設立する	10 . 15	10 . 15 ~ 12 . 25 県会議員選挙を行なう(府県會議員定数規則(明治二四年勅令)により四四人のところ、次の臨時県会において一一月から市部のために五人増加し、市部一〇人・郡部三九人の計四九人とする)	9 . 16 佐渡・生野鉱山、大阪製錬所・三菱合資会社に払い下げられる
			11 . 25	神戸で映画がはじめて公開興行される(神戸神港俱楽部で)	11 . 25	11 . 25 神戸で映画がはじめて公開興行される(神戸神港俱楽部で)	8 . 10 郡是製糸を設立する 但馬尚武会を設立する
				この年、痘瘡が大流行する この年、痘瘡が大流行する		この年、痘瘡が大流行する この年、痘瘡が大流行する	
	3 . 29	足尾銅山鉱毒被害民八〇四余名上京、請願運動を実施する 貨幣法を公布する(同年一					

明治
31

戊戌

- 5 桜井勉、台湾新竹県知事に任せられる
 6・7 出石町会、仙石政固子爵より老公（久利）逝去（六月六日、78歳の通知を受け、町長を会葬せしめることを決議する（会式は同月一〇日）
 8・6 出石町会、出石高等小学校へ入学する町外生徒の宿舎に充てるため、民家を購入することを決議する
 8・28 有子稻荷富籠騒動事件おこる
 9・28 第五十五国立銀行、国立銀行営業満期前特別処理法により、私立銀行許可を受ける（翌年一月、株式会社五十五銀行となる）
 12・28 出石町会、旧八朔綱引騒擾事件（真相は有子稻荷富籠騒動事件）以後町役場事務繁忙につき、助役に慰労金贈与を議決する
 この年、袴狹索緒等生産組合を創立する（郡是製糸工場を納入工場とする）

- 2・7 福住尋常小学校、はじめて校長を設ける
 2・16 高岡源蔵（高岡焼の創始者）没する（69歳）
 5 桜井勉、依頼免本官となる
 8・1 新橋（柳町）完成、開通式を挙行する（学校生徒、渡り初め）
 8・13 室埴村会、福住尋常小学校の分校を奥山村に設置することを決める
- 1・1 葉煙草の専売制を実施する
 2・11 『神戸新聞』を刊行する
 3・15 第五回衆議院議員総選挙を行なう（定員三〇〇人）
 5 兵庫県立豊岡尋常中学校校友会（達徳会）、ベースボール技と称し、諸種の器具を備え付けてこれを導入

- 4 福住尋常小学校、二学級を三学級に編成する
 5 室埴村、天然痘（痘瘡）の流行により、四〇歳以下の者に臨時強制種痘を施す

- 月一日より金本位制を実施
 3 砂防法を公布する
 4・7 兵庫県知事に大森鐘一が就任する

- 4 兵庫県簡易蚕業学校を開設する（八鹿）
 6・10 貴族院議員第二回選挙を行なう
 6・22 帝国大学を東京帝国大学と称し、京都帝国大学を新設する
 8・2 日本勧業銀行を開業する
 10 家賃賞典禄処分法を公布する
 この年、市町村立小学校の授業料について定める（尋常小学校は三〇銭以内とする）

- 9・2~3 小野・袴狭川が氾濫し、堤防決壊二九か所、家屋六戸
が浸水する
- 9・10 出石町会、消防費に消防夫等手当を予算化する
- 9・21 西山員直外二六〇人の旧出石藩士族、大蔵大臣松田正久に
「家禄高錯誤訂正追給願」を提出する（大正四年六月「願」は却下
される）
- 10 出石郡会、窯業の保護奨励を求めて、次年度より試験費として
の継続補助を決議し、予算提案を出石郡長新井智三郎に建議する
- 10 出石町福富源藏、県会議員選挙に出馬し、当選を果たす（出石
郡定員一人）
- 11・8 出石町会、避病院（伝染病にかかった病人を特別に入れる）
敷地を町分字尾崎に決定する
- この年、神美村農事改良組合をつくる
- この年、出石郡長新井智三郎、出石焼改良のために試験所の設置、
有能な教師の招聘が必要であるとして、その旨を県知事に具申する
- この年、画家小坂象堂、明治美術会創立一〇周年記念展に作品「晚
帰」を出品し、浅井忠・渡辺審也・満谷国四郎らと共にその代表的
作品となる（同年象堂の代表作品とされる「野辺図」を制作する）
- この年、斎藤隆夫、弁護士を開業する
- この年、出石・城崎両郡柳行李販売並びに仲買業者をして但馬柳行李
商同業組合を結成する
- この年、出石郡長新井智三郎、出石町長及び陶磁器業者と計り、金
沢の友田安清を雇つて陶磁器の改良を図る

- 8・10 第六回衆議院議員総選挙を
行なう（定員三〇〇人）
- 10・15~11・1 県会議員半数改選
（二十五人）及び増加議員（一人）を選挙
する
- 10 海軍召集条例を公布する
- 11・20 衆議院、地租増徴・地価修
正法案を可決する（同月二七日貴族
院も通過）
- この年、姫路に電灯が開始される
- この年、但馬の地租を修正する

明治32

己亥

- 1・11 福住尋常小学校奥山分校、校舎新築落成し、開校式を挙行する(明治三一年一月二五日付で奥山分教場設置許可を得る)
- 3・15 『出石雑誌』を創刊する(編集兼発行者中山慎吾)
- 3 兵庫県知事大森鐘一、県会の議決を得て、窯業者武田喜平治・宮崎久太郎・上田直蔵・保田平三の四人の願書を徵して補助金五〇〇円の下付を許可する(前記四人に川北彦太・荒井兵之助・内海又助らが加わり計七人となる)
- 6・2 小坂象堂没する(30歳)
- 6・10 陶器教師友田安清、妻子を携え来町する
- 6・10 弘道尋常小学校、第四学年女児に限り裁縫科加設の許可を得る、また高等科第二学年以上に限り男女共英語科加設の件、許可通牒を受ける
- 6・22 弘道尋常小学校、高等小学校廢止につき、書籍・器具等引き継ぎを受ける
- 6・23 友田安清、資母へ陶土を探索する
- 8・25 『出石雑誌』を『但馬雑誌』と改題して創刊する(号数は『出石雑誌』からの通巻で第六号とする)
- 9・14 室埴村長に横山吉郎右衛門が就任する(明治四〇年九月一日退職)
- 11 福住尋常小学校、四学級編成とする
この年、兵庫県、出石に陶器試験所を設置する
この年、弘道尋常高等小学校訓導浅井重寿、男子児童に野球の手ほどきをする
- 水 8 鉄砲火薬類取締法を公布する
- 9・25 県会議員選舉を行なう(定
- 2・7 中学校令を改正する(尋常中学校を中学校と改称、就業年限は五年とする)
- 2・24 不動産登記法を發布する
- 3・16 郡制を改正する(郡会の大地主互選制を廢止、複選制を直接選挙制に改正)
- 3・16 府県制を改正する(議員の半数改選が廃止となる)
- 3・22 耕地整理法を公布する
- 4 兵庫県簡易蚕業学校を兵庫県蚕業学校と改称する
- 6・9 農会法を公布する
- 7・1 府県制及び勅令(明治三二年第二八五号)により、県議会議員定数は市部一二人・郡部四〇人の計五二人となる)
- 8・5 円山川、大雨で増水する
(四メートル五〇センチ)
- 8・27 円山川、大暴風雨により洪水